

三佐地区公共下水道整備事業

実 施 方 針

令和元年7月

大分市上下水道局

目次

第1章 事業の概要	1
1.1 事業の目的	1
1.2 事業名称	1
1.3 事業場所	1
1.4 管理者の名称	1
1.5 事業期間	1
1.6 対象施設	2
1.7 業務範囲	4
1.8 選定方式及び事業方式	5
1) 選定方式	5
2) 事業方式	5
1.9 事業スケジュール	5
1.10 遵守すべき法制度	5
第2章 事業者の募集及び選定に関する事項	9
2.1 事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）	9
1) 実施方針（案）に関する質問書の受付・回答	9
2) 募集要項の公表	10
3) 募集要項に関する質問の受付・公表	10
4) 参加表明書、資格審査申請書、技術提案書の受付	10
5) 応募審査結果通知、事業者の決定及び公表	10
6) 基本協定の締結	10
7) 委託契約の締結	10
8) 工事請負契約の締結	11
2.2 スケジュールの留意点	12
第3章 応募に関する条件	12
3.1 応募者の構成	12
3.2 プロポーザル応募者に必要な資格	13
1) 設計企業に必要な資格要件	14
2) 建設企業に必要な資格要件	14
3.3 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い	15
3.4 応募者の制限	15

第4章 審査及び事業選定に関する事項	16
4.1 事業者選定方法	16
1) 応募者資格の確認	16
2) 提案内容の審査	16
4.2 事業者選定委員会の設置	16
4.3 審査結果の公表	17
4.4 著作権	17
4.5 提出書類の取扱い	17
4.6 特許権等	17
第5章 本業務で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方	18
第6章 局による事業実施状況のモニタリング	21
6.1 モニタリングの目的	21
6.2 モニタリングの時期	21
6.3 モニタリングの方法	21
6.4 モニタリングの結果	21
別図 三佐地区区割施設平面図	22

第1章 事業の概要

1.1 事業の目的

大分市の汚水処理は、全国的な汚水処理未普及対策の方針を受けて、平成28年2月に大分市汚水処理施設整備構想を策定し、アクションプランとして令和7年度末で概成（汚水処理人口普及率90.6%、下水道普及率73.3%）を目指すものとした。

大分市上下水道局（以下「局」という。）においては、下水道普及率は平成29年度実績（63.1%）が目標（64.0%）を0.9%下回っており、これまで以上のペースで汚水施設整備が必要であり、従来の発注方式では下水道普及率の目標達成が困難である。

このアクションプランの実現及び未普及解消の手法として、民間事業者の優れた企画力・技術力を活用し、効果的に公共事業を実施するPPP手法の導入が効果的であり、従来では成し得なかった事業量を早期に達成できるものと考えている。

更に、地元企業の参画により、地域経済の活性化に資することを期待するものである。

1.2 事業名称

三佐地区公共下水道整備事業（以下「本事業」という。）

1.3 事業場所

大分市三佐1丁目、2丁目、3丁目（対象詳細地区は別図「三佐地区区画割施設平面図」参照）

1.4 管理者の名称

大分市上下水道事業管理者 三重野 小二郎（以下「管理者」という。）

1.5 事業期間

◆第1エリアの実施期間は、令和2年2月～令和6年3月とする。
（令和元年度 ～令和5年度 とする。）

◆詳細設計：1～2年間

◆建設工事：2～3年間

1.6 対象施設

本事業の対象施設概要を表 1-1 に示す。また、対象施設の設計条件を表 1-2、施工監理業務内容を表 1-3 に示す。

表 1-1 対象施設概要

エリア 番号	管渠 (m)			マンホール (基)	取付管・ 汚水柵数 (箇所)	試掘 (箇所)
	開削	開削	推進			
	φ 200	φ 200	φ 200			
1	450.0	6,225.0	450.0	148	352	6

表 1-2 対象施設の設計条件

項 目	設 計 条 件
場 所	大分市 三佐1丁目～3丁目
管径・工法及び延長	表 1-1 より
特 殊 構 造 物	特殊構造物 (有・無) : 耐震設計 (有・無)
報 告 書 作 成	有 ・ 無
設 計 協 議	中間打合せ 3 回 (有 ・ 無)
施工法等の比較検討	a) 管渠の推進工法 b) ①急曲性 ②土被り 1.5D 以下 ③近接構造物 (箇所) ④軌道横断 (箇所) ⑤河川横断 (箇所) ⑥高架道横断 (箇所)
耐 震 計 算 (応 答 変 位 法)	有 (応答変位法), 無
耐 震 設 計	レベル1地震動 , レベル1及び2地震動, 無
設 計 条 件 補 正	有 () , 無
地 盤 条 件 補 正	有 () , 無
工 区 数 補 正	1 工区
地 質 調 査	3 箇所
試 掘 箇 所	6 箇所
舗 装 構 成	アスファルト舗装 (別図「舗装構成図」参照)

表 1-3 施工監理業務内容一覧

業務項目	業務内容	備考
1. 業務着手手続	着手手続	
2. 共通業務	(1) 三者協議	
	(2) 設計図書の確認	
	(3) 工事内容・工程の確認	
	(4) 定例及び臨時会議	
	(5) 出来形の確認・出来高検査の立会	
	(6) 工事完了の確認・竣工検査の立会	
	(7) 工事関係書類の確認	
	(8) 設計図書（初回・変更・精算）の作成	
3. 仮設工事	(1) 施工計画書の確認	
	(2) 施工（変位量の変化、推移等）の確認	
	(3) 濁水処理水質、排水先の確認	
4. 土工事	(1) 施工計画書の確認	
	(2) 掘削工事の確認	
	(3) 埋戻し、盛土工事の確認	
	(4) 水替方法（地下水、地盤変位）の確認	
	(5) 残土処分、処分先の確認	
	(6) 基礎の出来形の立会、確認	
5. 管布設工事	(1) 施工計画書の確認	
	(2) 管布設の確認	
	(3) マンホール位置の確認	
	(4) 出来形の立会、確認	
6. 推進工事	(1) 施工計画書の確認	
	(2) 立坑位置の立会・確認	
	(3) 推進管理（寸法、規格、測量、推力）の確認	
	(4) 注入管理の確認	
	(5) 出来形の立会、確認	
7. 薬液注入工事	(1) 施工計画書の確認	
	(2) 注入材の数量、ゲルタイム、P-Q 管理曲線の確認	
	(3) 周辺環境の pH 管理確認	
	(4) 削孔長の確認	
	(5) 地盤改良強度の立会、確認	
8. 付帯工事	(1) 施工計画書の確認	
	(2) 殻処分、処分先の確認	
	(3) 支障物件撤去、再設置の確認	
	(4) 出来形の立会、確認	
9. 業務完了手続	完了手続	

1.7 業務範囲

事業者が行う業務範囲は、対象施設的设计・施工監理及び工事であり、その概要は表 1-4 表 1-5 のとおりである。

表 1-4 管渠整備における官民連携の役割分担

通常発注		設計施工(DB)	
官	計画段階	基本計画	基本計画
		認可計画	認可計画
		資金調達	資金調達
		発注設計	発注設計
		住民説明	住民説明
	設計業務	資金調達	資金調達
		道路占用申請	完了検査
		発注設計	施工管理
		完了検査	完了検査
		住民説明	会計検査
	工事業務	施工管理	水洗化促進
		住民対応	台帳整備
		完了検査	管理計画策定
		会計検査	清掃業務
		管路調査	
管理業務	水洗化促進	緊急対応	
	台帳整備	用地補償	
	管理計画策定	移設補償	
	清掃業務	用地買収	
	管路調査		
用地補償	緊急対応	設計業務	
	移設補償	住民説明	
	用地買収	道路占用申請	
民	設計業務	現地測量	工事設計
		実施設計図作成	実施設計図作成
	工事業務	住民対応	住民対応
		施工管理	施工管理
		現地測量	現地測量
	工事施工	工事施工	
	住民対応	住民対応	

【凡例】

: 官が行う業務

: 官民連携すると官から民へ移行する業務

: 民が行う業務

表 1-5 事業者が行う業務範囲の概要

区分	業務	備考
調査	地質調査	一部路線は実施済みであるが、その他設計施工に必要な部分の調査を行う。
	測量調査	設計施工に必要な部分の調査を行う。
	埋設物調査	
設計・施工監理	詳細設計	対象施設の設計を行う。
	設計に伴う各種申請書類の作成補助	各種申請等の手続きに必要な書類作成を、局と協議の上、互いに協力して作成する。
	試掘調査	設計施工に必要な部分の試掘調査を行う。
	施工監理	対象施設の施工監理を行う。
工事	土木工事	対象施設の土木工事を行う。
	建設に伴う各種許認可の申請	各種申請等の手続きに必要な書類作成を、局と協議の上、互いに協力して作成する。

1.8 選定方式及び事業方式

1) 選定方式

本事業は、本対象区域に関する設計・施工に係る技術提案を公募し、早期に整備を完了させるための整備方針(新技術の活用など)、施工計画や局の体制補完、コスト削減、地元企業の参画などについて、創意工夫や多様な技術提案の審査を行い、最も優れていると認められたものを事業者(優先交渉権者)に選定する「公募型プロポーザル方式」で実施する。

2) 事業方式

本事業は、技術提案に基づいた設計・施工を一括して発注するDB(デザインビルド)方式で実施する。

1.9 事業スケジュール

本事業の事業スケジュール(予定)は表1-6のとおりとする。

表1-6 事業スケジュール(予定)

日程	実施事項
令和元年 7月1日	実施方針(案)の公表
令和元年 8月上旬	募集要項の公表
令和元年 11月中旬～11月下旬	技術提案書の受付
令和元年 12月下旬	事業者の決定及び公表
令和2年 1月中旬～ 委託契約締結～	基本協定の締結及び委託契約の締結
令和2年2月(提案内容による)	調査及び設計期間
工事請負契約締結～ 令和2年(提案内容による)	工事及び施工監理期間

1.10 遵守すべき法制度

本事業の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

1) 関係法令

- ・下水道法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・環境基本法
- ・河川法
- ・大気汚染防止法
- ・水質汚濁防止法

- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・悪臭防止法
- ・土壌汚染対策法
- ・ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等新ガイドライン
- ・電気事業法
- ・電気用品安全法
- ・電気関係報告規則
- ・電力設備に関する技術基準を定める省令
- ・電気工事士法
- ・電気通信事業法
- ・有線電気通信法
- ・公衆電気通信法
- ・高圧ガス保安法
- ・危険物の規制に関する政令
- ・計量法
- ・クレーン等安全規則及びクレーン構造規格
- ・ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・道路法
- ・消防法
- ・水道法
- ・ガス事業法
- ・建築基準法
- ・毒物及び劇物取締法
- ・労働基準法
- ・労働安全衛生法
- ・ダイオキシン類対策特別措置法
- ・建設業法
- ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ・製造物責任法
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・危険物の規制に関する政令
- ・石綿障害予防規則
- ・特定化学物質障害予防規則
- ・大分市公共下水道条例

- ・大分市環境基本条例
- ・大分市防災会議条例
- ・大分市情報公開条例
- ・大分市個人情報保護条例
- ・大分市暴力団排除条例
- ・その他関係する法令、条例、規則等

2) 基準、仕様等

① 共通（全て最新版とする）

- ・下水道施設設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- ・下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- ・下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- ・下水道施設耐震計算例（日本下水道協会）
- ・下水道の地震対策マニュアル（日本下水道協会）
- ・水理公式集（土木学会）
- ・コンクリート標準示方書（土木学会）
- ・道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- ・業務委託一般仕様書・業務委託特記仕様書（日本下水道事業団）
- ・下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル
(日本下水道事業団)
- ・日本工業規格（JIS）
- ・鉄筋コンクリート構造計算基準・同解説（日本建築学会）
- ・土木製図基準（土木学会）
- ・国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修 土木構造物設計ガイドライン
(全日本建設技術協会)
- ・その他関係する規格、基準、要領、指針等

② 管渠施設工事（全て最新版とする）

- ・下水道管路施設設計の手引（日本下水道協会）
- ・下水道推進工法の指針と解説（日本下水道協会）
- ・下水道マンホール安全対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- ・トンネル標準示方書（開削工法編）・同解説（土木学会）
- ・道路技術基準通達集（国土交通省）
- ・道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
- ・道路土工-仮設構造物工指針（日本道路協会）
- ・道路土工-擁壁工指針（日本道路協会）
- ・道路土工-カルバート工指針（日本道路協会）

- ・共同溝設計指針（日本道路協会）
- ・水門鉄管技術基準（電力土木技術協会）
- ・改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説（日本河川協会）
- ・都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアル（(財) 鉄道総合技術研究所）
- ・大分市路面復旧指針
- ・大分市上下水道局土木工事共通仕様書 下水道編
- ・大分市上下水道局下水道工事施工管理基準及び規格値（H31.4月改定）
- ・大分市開発指導要綱
- ・その他関係する規格、基準、要領、指針等

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

2.1 事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）

事業者の募集及び選定のスケジュールは表 2-1 のとおりとする。

表 2-1 事業者の募集及び選定のスケジュール（予定）

時期	内容
令和元年 7月1日	実施方針(案)の公表
令和元年 7月1日～7月10日	実施方針(案)に関する質問の受付
令和元年 7月下旬	実施方針(案)に関する質問に対する回答及び実施方針の公表
令和元年 8月上旬	募集要項（要求水準書、様式集、事業者選定基準、基本協定書(案)等）の公表
令和元年 8月上旬～8月中旬	資料閲覧及び貸出し期間
令和元年 8月上旬～8月中旬	募集要項に関する質問の受付
令和元年 8月中旬	募集要項に関する質問に対する回答公表
令和元年 8月下旬	参加表明書及び資格審査申請書の受付
令和元年 9月中旬	応募資格審査結果の通知
令和元年 11月中旬～11月下旬	技術提案書の受付
令和元年 12月中旬	プレゼンテーションの実施
令和元年 12月下旬	事業者の決定及び公表
令和2年 1月中旬～	基本協定の締結及び委託契約の締結
令和2年度	工事請負契約の締結（提案内容に基づく）

1) 実施方針(案)に関する質問書の受付・回答

- ① 受付期間：令和元年7月1日～7月10日
- ② 受付方法：別紙1「実施方針に関する質問書」に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールで提出すること。その際の着信確認は送信者の責任において行うこと。
- ③ 回答方法：質問に対する回答は、本市ホームページにて公表する。
ただし、質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答するものとし、すべての質問について回答するとは限らない。
- ④ 回答予定日：令和元年7月下旬
- ⑤ 受付担当：大分市上下水道局 上下水道部 下水道整備課 事業推進担当班

メール：jogesui-gesuseibi@city.oita.oita.jp

2) 募集要項の公表

令和元年8月上旬に、本市ホームページにて公表する。

3) 募集要項に関する質問の受付・公表

① 受付期間：令和元年8月上旬～月8月中旬

② 受付方法：募集要項で示す。

電子メールのみでの提出とする。

③ 回答方法：募集要項で示す。

なお、質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する。

④ 受付担当：大分市上下水道局 上下水道部 下水道整備課 事業推進担当班

メール：Jogesui-gesuisseibi@city.oita.oita.jp

4) 参加表明書、資格審査申請書、技術提案書の受付

プロポーザル応募者は、参加表明書、資格審査申請書、技術提案書及び関係する書類を提出する。詳細については募集要項で示す。

5) 応募審査結果通知、事業者の決定及び公表

① 事業者の公表

事業者の決定を行った場合には、その結果を速やかに公表する。

② 事業者を決定しない場合

事業者の募集、提案の評価及び選定において、最終的に、応募参加者がいない、あるいは、いずれの応募参加者の提案においても公的財政負担の縮減の達成が見込めないなどの理由により、本事業を実施することが適当でないと判断された場合には事業者を決定せず、この旨を速やかに公表する。

6) 基本協定の締結

局は、決定事業者と事業契約の締結に向けて基本的な事項に係る基本協定を締結する。

7) 委託契約の締結

決定事業者のうち、対象施設の設計及び施工監理を行う企業(以下「設計企業」という。)は、本事業を遂行するために設計及び施工監理における複数年業務を一括契約として局と委託契約を締結する。

8) 工事請負契約の締結

調査・設計の完成後、対象施設の工事を行う企業(以下「建設企業」という。)は、技術提案書に示す工事額と予定工事額との率を踏まえた工事設計額に対して、複数年工事を一括契約として局と工事請負契約を締結する。

2.2 スケジュールの留意点

- ① 募集要項の公表後、技術提案書の受付までの期間に、募集要項の記載内容を明確化するため、提案者から文書による質問を受付回答する機会を設ける予定である。
- ② 技術提案書の受付後、提案内容について応募者によるプレゼンテーションの機会を設ける予定である。
- ③ 表 2-1 に示した事業者決定までのスケジュールは、後日公表する募集要項により確定するため、今後変更になる場合がある。

第3章 応募に関する条件

3.1 応募者の構成

応募者には、設計企業及び建設企業を含むものとする。設計企業、建設企業はそれぞれ一企業とすることも、複数の企業の共同（JV）とすることも可能とするが、同一企業が建設企業、設計企業を兼ねることはできない。応募グループの代表企業は、建設企業の代表企業とする。また、一応募者の構成員は他の応募者の構成員となることはできない。

想定する実施体制を以下に示す。

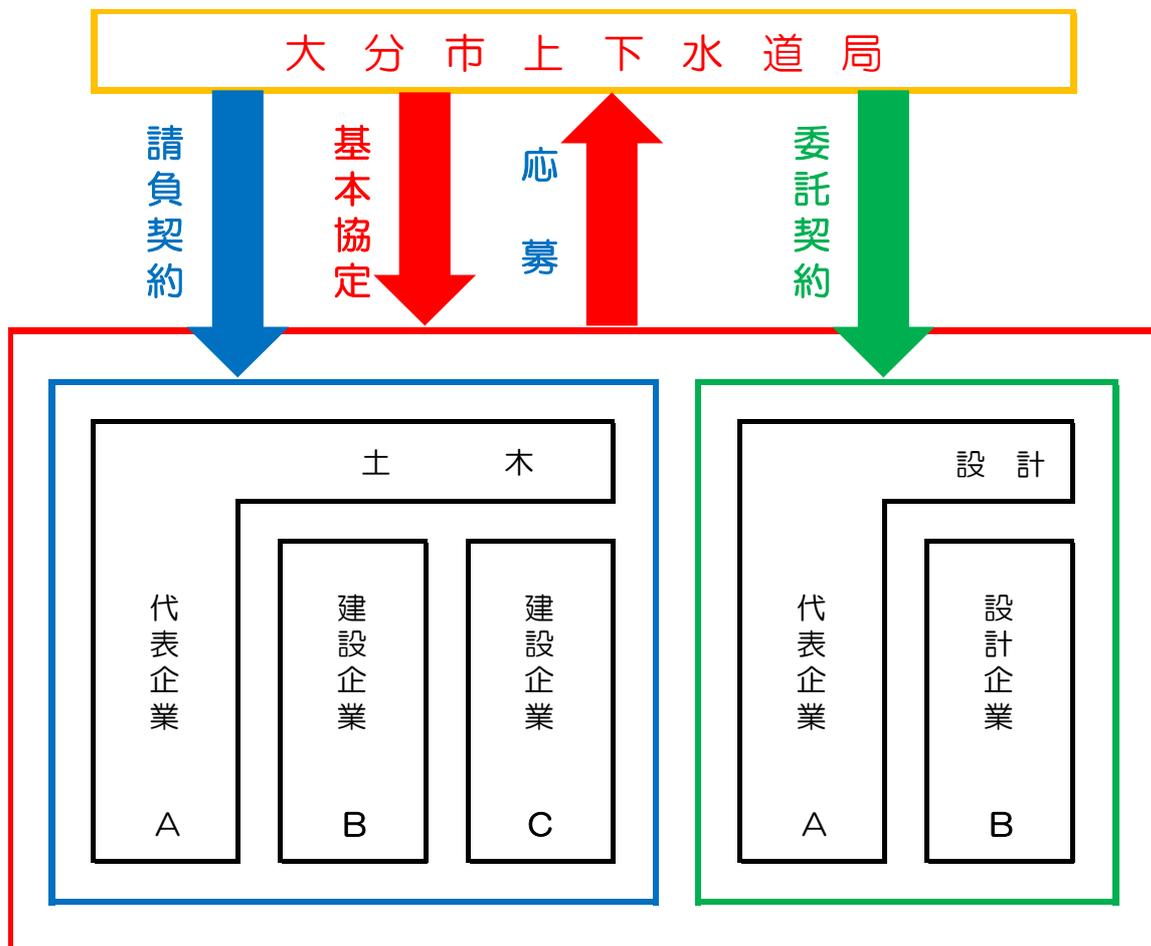


図 3-1 想定事業スキーム

なお、本事業において、JVを組成して契約を締結する者については、本事業に特化した共同企業体取扱要領を定めるので、その要領に基づき契約手続きを実施すること。要領の具体的な内容は、募集要項で示す。

3.2 プロポーザル応募者に必要な資格

応募者の構成員は、次の資格要件を全て満たす者でなければならない。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 応募資格審査書類の提出期間の末日(以下「応募資格要件確認基準日」という。)から基本協定書締結日までの間において「大分市建設工事に係る指名停止等の措置に関する要領」(平成12年大分市告示第477号)に基づく指名停止期間中でないこと。
- ③ 応募資格要件確認基準日から基本協定書締結日までの間において暴力団排除に関する措置要綱(平成24年大分市告示第377号。以下「排除措置要綱」という。)に基づく排除措置期間中でないこと。
- ④ 事業税、法人税、都道府県税、市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑤ 応募資格要件確認基準日から起算して2年以内に、銀行取引停止処分を受けた者(会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく裁判所の更生(再生)手続きの開始決定(以下「再生開始決定」という。)を受けた者を除く。)でないこと。
- ⑥ 応募資格要件確認基準日から起算して6ヶ月以内に、取引銀行において手形又は小切手の不渡りがある者(更生開始決定を受けた者を除く。)でないこと。
- ⑦ 所有する資産に対する債務の不履行による仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続きの開始決定がされている者でないこと。
- ⑧ 大分市内に本店があること。
- ⑨ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入している者であること。(健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務のない者を除く。)
- ⑩ 役員等(参加をしようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められるものを含む。以下同じ。)が暴力団員等(大分市暴力団排除条例(以下「条例」という。)第2条第2号に掲げる暴力団員等をいう。以下同じ。)でないこと。
- ⑪ 暴力団(条例第2条第1号に掲げる暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団関係者(条例第6条第1号に掲げる暴力団関係者をいう。以下同じ。)でないこと。
- ⑫ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していないこと。
- ⑬ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して賃金等を供給し、便宜を供与する等により、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営等に協力し、又は関与していないこと。
- ⑭ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑮ 本事業に係るアドバイザー業務に関与している次の者に対して、当該企業の発行

済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額 100 分の 50 以上の出資をしておらず、かつ、応募者と直接的な雇用関係にある者が当該企業の役員を兼ねていないこと。

・アドバイザー業務受託会社名、住所（受託会社決定後に明記）

1) 設計企業に必要な資格要件

設計企業は、次の資格要件を全て満たす者でなければならない。

- ① 大分市の競争入札参加資格(コンサル)を有していること。
- ② 大分市及び大分市上下水道局から平成 20 年度以降において受注した下水道管渠の設計業務を完了した実績を有すること。
- ③ 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による第 2 次試験のうち、技術部門を上下水道部門(選択科目は「下水道」)若しくは総合技術監理部門(選択科目は「上下水道一般-下水道」)とするものに合格し、同法による登録を受けている者又は下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 号)第 15 条に規定された資格を有する者であって、応募者と本業務に係る応募資格審査書類の受付を行う日の 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあるものを管理技術者及び照査技術者として配置できること。なお、管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。
- ④ 上記③に掲げるほか、本業務を行うにあたって、必要な人員及び資機材等を確保することができること。
- ⑤ 施工監理については、技術士法による第 2 次試験のうち、技術部門を上下水道部門(選択科目は「下水道」)とするものに合格し、同法による登録を受けている者又は下水道法施行令第 15 条に規定された資格を有する者であって、応募者と本業務に係る応募資格審査書類の受付を行う日の 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあるものを管理技術者として配置できること。

2) 建設企業に必要な資格要件

建設企業は、次の資格要件を全て満たす者でなければならない。

- ① 大分市の競争入札参加資格(工事関係)を有していること。
- ② 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 27 条の 23 第 1 項の規定に基づく経営事項審査を受けて有効であること。
- ③ 代表企業は、建設業法の規定による特定建設業の許可を受けており、大分市の土木一式工事 A 級に格付けされていること。
- ④ 大分市及び大分市上下水道局から受注した下水道管渠の建設工事の施工を元請として完了した実績を有すること。
- ⑤ 建設企業は、次の要件を満たす者であって、応募者と本工事に係る応募資格審査書類の受付を行う日の 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあるもの(契約履行時に契約日の 3 ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあるものを新たに専任で配置することは可能とする。)を主任技術者又は監理技術者として本工事現場に専任で配置できること。

・1級土木施工管理技術士又は次に掲げる者

- 1) 1級建設機械施工技士
 - 2) 建設業法第15条第2号ロ又はハに該当する者
 - 3) 技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち、技術部門を「建設部門」、「農業部門」(選択科目を「農業土木」に限る。)、 「森林部門」(選択科目を「森林土木」に限る。)、 「水産部門」(選択科目を「水産土木」に限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」に限る。)に合格し、同法による登録を受けている者。
 - ・監理技術者にあつては、「監理技術者資格証(土木工事)」及び「監理技術者講習修了証」を有すること。
- ⑥ 本工事の施工にあたって、上記⑤に掲げる者のほか、建設業法第26条に規定する技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。

3.3 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者の代表企業及び構成員が、応募資格要件確認基準日の翌日から基本協定締結日までの間、3.2に記載されている資格要件を喪失した場合は、以下の取扱いとする。

① 代表企業が資格要件を喪失した場合

代表企業が資格要件を喪失した場合、当該応募グループを失格とする。

② 構成員が資格要件を喪失した場合

代表企業以外の構成員が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成員を除外し、当該構成員が請負、又は受託する予定であった業務について、新たに管理者へ応募資格審査書類を提出し、応募参加資格の確認を受けた上で、構成員の役割分担の変更、出資比率の変更及び構成員の追加を認める。

3.4 応募者の制限

本事業に係るアドバイザー業務を受託する者と資本面もしくは人事面において関連がある者は、代表企業、構成企業になることはできない。

また、「三佐地区公共下水道整備事業受託候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)の委員と資本面もしくは人事面において関連がある者は、代表企業、構成企業になることはできない。

なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

アドバイザー業務受託者

- ・株式会社N J S 東京都港区一丁目1番1号

第4章 審査及び事業選定に関する事項

4.1 事業者選定方法

本事業における事業者の選定については、技術提案に基づいた公募型プロポーザル方式により行うこととする。また、手続きは、以下のとおり実施することを予定している。詳細は募集要項等で示す。

1) 応募者資格の確認

3.2プロポーザル応募者に必要な資格、1) 設計企業及び2) 建設企業に該当する者とする。

応募資格の確認は、資格審査申請書の提出期限の最終日とする。

2) 提案内容の審査

提案内容の審査は、提案価格のほか、設計・建設等の提案内容及び要求水準との適合性及び施工計画の妥当性、確実性等の各方面から以下について総合的に審査する。

① 事業計画に関する審査

設計業務、建設業務、施工監理業務を遂行するための事業計画及び事業収支計画の現実性、安定性に関し審査する。

② 設計業務に関する審査

設計計画図(概要書・配置平面図・部分詳細図・縦断図・横断図・その他必要図面)、また要求水準書において示す設計業務の項目と達成水準、さらに設計業務の実施体制等に関し審査する。

③ 建設業務・施工監理業務に関する審査

建設業務の遂行に関する提案、さらに建設業務の実施体制等に関し審査する。併せて、建設工事に係わる品質の確保を確実に実施するための施工監理業務遂行に関する手法等、実施体制等に関し審査する。

④ プロポーザル参加者独自に関する審査

目的の合致、事業の妥当性、地域社会・経済への貢献に関し審査する。

⑤ 提案価格に関する審査

上記において提案した事項と応募者の事業費に審査する。

4.2 事業者選考委員会の設置

本事業における事業者の選定に当たり、三佐地区公共下水道整備事業受託候補者選考委員会設置要綱に基づいて、選考委員会を設置する。

選考委員会は、応募者の提案内容についての審査を行い、最上位の者を優先交渉権者として特定し管理者へ報告する。管理者は、選定委員会の審査結果の報告をもとに、事業者を決定する。

選考委員会 委員

氏 名	所 属 名
帆秋 利洋	独立行政法人 国立高等専門学校機構 大分工業高等専門学校 教授
加藤 裕之	東北大学未来科学技術共同研究センター 特任教授
衛藤 亥太見	上下水道部長
姫野 和長	上下水道部次長兼下水道整備課長
衛藤 興憲	経営企画課長

4.3 審査結果の公表

管理者は、選考委員会における審査結果をまとめ、速やかに公表する。

4.4 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、管理者が本事業に必要と認める時には、事業提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、事業者に決定した者以外の応募者提案については、本事業の公表以外には原則的に使用しない。

なお、局に提出された資料は、大分市情報公開条例に基づき、公開することができる。

4.5 提出書類の取扱い

応募者から提出を受けた書類は返却しない。

また応募に係る費用は、全て応募者の負担とする。

4.6 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

第5章 本業務で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、そのリスクを最も良く管理できる者が該当リスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができるというものである。設計・施工監理及び工事におけるリスクは、原則として事業者が負担すること。

ただし、事業者が負うことが適当でない部分については、局がリスクを負う。

本事業で予想されるリスク（案）について、局と事業者の分担概略を以下に示す。

表 5-1 リスク分担表（案）

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者	
				局	事業者
共通	構想・計画リスク	1	局の政策変更による事業の変更・中断・中止など	●	
	募集要項リスク	2	募集要項の誤りに関するもの	●	
	許認可リスク	3	局が取得すべき許認可の遅延に関するもの	●	
		4	事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		●
	法制度リスク	5	法制度・許認可の新設・変更によるもの（本事業に影響を及ぼすもの）	●	
		6	法制度・許認可の新設・変更によるもの（上記以外のもの）		●
	消費税変更リスク	7	消費税の変更によるもの	●	
	税制変更リスク	8	法人の利益にかかる税制度の変更によるもの（法人税率等）		●
		9	その他、本事業に影響を及ぼす税制の変更によるもの	●	
	住民対応リスク	10	本施設の設置に関する住民反対運動等	●	
		11	事業者が行う業務（調査、工事等）に関する住民反対運動等		●
	環境問題リスク	12	局が行う業務に起因する環境の悪化	●	
		13	事業者が行う業務（調査、工事等）に起因する環境の悪化		●
	第三者賠償リスク	14	局の責に帰すべき事業期間中の事故	●	
		15	事業者の責に帰すべき事業期間中の事故（事業者が行う業務に起因する事故、施設の劣化及び維持管理の不備による事故など）		●
	安全確保リスク	16	調査、工事等における安全性の確保		●
	保険リスク	17	設計・工事段階のリスクをカバーする保険		●
	金利リスク	18	基準金利確定前の金利変動によるもの	●	
		19	基準金利確定後の金利変動によるもの		●
	物価リスク	20	物価変動によるもの	●	●

表 5-1 リスク分担表 (案)

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者		
				局	事業者	
共通	資金調達リスク	21	事業者の資金調達に関するもの		●	
	国庫補助金未確定リスク	22	国庫補助金の交付に関するもの	●		
	債務不履行リスク	23	局の責に帰すべき事由による事業の中止・延期（局の債務不履行、土地の瑕疵、埋蔵文化財の発見など）	●		
		24	事業者の事由による事業の中止・延期（事業破綻、事業放棄など）		●	
	不可抗力リスク	25	戦争、暴動、天災等による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの	●	●	
		26	予測可能な範囲における台風・風水害による事業計画・工事の変更、事業の延期・中止に関するもの		●	
		27	想定し難い地震による事業計画・内容の変更、事業の延期・中止に関するもの	●	△	
	契約リスク	28	局の責に帰すべき事由により契約が締結できないリスク	●		
		29	事業者の責に帰すべき事由により契約が締結できないリスク		●	
計画設計段階	計画・設計リスク	設計委託契約リスク	30	設計委託契約の締結に関するもの		●
			31	設計委託契約の内容に関するもの		●
			32	設計委託契約の内容変更に関するもの		●
	測量・調査リスク	33	局が実施した測量・調査に関するもの	●		
		34	事業者が実施した測量・調査に関するもの		●	
工事段階	用地リスク	用地取得リスク	35	建設予定地の確保に関するもの	●	
			36	建設に要する資材置き場の確保に関するもの		●
		土壌汚染リスク	37	土壌汚染に関するもの	●	
		地中埋設物リスク	38	上下水道管路、電気ケーブル、ハンドホール等の予測可能な地中埋設物に関するもの	●	●
			39	上記以外に関するもの	●	
	工事リスク	詳細設計リスク	40	局の事由による設計などの完了遅延・設計費の増大（局の事由による設計変更、提示条件等の不備・変更、土地の瑕疵など）	●	
			41	事業者の事由による設計の完了遅延・設計費の増大（提案した設計内容の不備、実施設計の不備、事業者の事由による履行遅れなど）		●
		工事請負契約リスク	42	工事請負契約の締結に関するもの		●
			43	工事請負契約の内容に関するもの		●
			44	工事請負契約の内容変更に関するもの		●

表 5-1 リスク分担表 (案)

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者	
					局	事業者
工事段階	工事リスク	工事監理 リスク	45	工事監理に関するもの		●
		工事遅延 ・未完成 リスク	46	局の事由による工事の遅延・未完・工事費の増大（局の事由による設計変更、提示条件等の不備・変更、土地の瑕疵など）	●	
			47	事業者の事由による工事の遅延・未完・工事費の増大		●
		施設性能 リスク	48	要求性能不適合（施工不良を含む。）		●
		引渡前損 害リスク	49	工事目的物の引き渡し前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		●

第6章 局による事業実施状況のモニタリング

6.1 モニタリングの目的

局は、事業者による設計・施工が要求水準書等に定める要件及び技術提案書類に示した内容を満たしていることを確認するために、本業務のモニタリングを行う。

6.2 モニタリングの時期

本事業のモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時の各段階において実施する。また、設計・施工の進捗状況について、局に定期的に報告し、確認を受けなければならない。

なお、局は必要に応じて、事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができる。

6.3 モニタリングの方法

局は、事業者が提出する資料に基づき評価を行う。

6.4 モニタリングの結果

本事業のモニタリングにより、設計・施工の実施状況が委託契約書、工事請負契約書及び要求水準書等で定められた要件、並びに提案書類に示された内容を満たしていないと判断される場合には、局は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講じなければならない。

別図 三佐地区区割施設平面図

